

香川県パスポートセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第18号

香川県パスポートセンター規則の一部を改正する規則

香川県パスポートセンター規則（平成16年香川県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間)</p> <p>第3条 センターを利用することができる時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 月曜日、火曜日、<u>水曜日及び木曜日</u> 午前9時から午後6時まで</p> <p>(3) <u>金曜日</u> 午前9時から午後7時まで</p> <p>2 略</p> <p>(利用することができない日)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) <u>毎月の第3土曜日の翌日</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第3条 センターを利用することができる時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。<u>この場合において、日曜日にあつては、一般旅券の発給の申請の受付は、行わないものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 月曜日、火曜日、<u>木曜日及び金曜日</u> 午前9時から午後6時まで</p> <p>(3) <u>水曜日</u> 午前9時から午後7時まで</p> <p>2 略</p> <p>(利用することができない日)</p> <p>第4条 センターを利用することができない日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。